

北海道後志総合振興局告示第1065号

次のとおり、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年（2024年）8月30日

北海道後志総合振興局長 猪口 浩司

1 入札に付す事項

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第6-1号                         |
| (2) 工事の名称 | ニセコ積丹小樽海岸国定公園湯本野営場管理道路ほか再整備工事 |
| (3) 工事の場所 | 蘭越町湯里                         |
| (4) 工事の期間 | 契約締結日の翌日から令和6年（2024年）12月12日まで |
| (5) 工事の概要 | 管理道路：再整備<br>炊事棟：各種機器類再整備 一式   |

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件を満たしていること。

- ア 発注工事に対応する令和6年北海道告示第7号に規定する建築工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- エ 北海道における建築工事の競争入札参加資格がA又はB又はC等級に格付けされており、かつ、契約履行可能地域に後志が含まれていること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者及び同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- キ 後志総合振興局に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ク 過去15年間（平成21年度以降）に、【別記説明】2のクに記載の工事の元請けとして施工した実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- ケ 次の要件を満たす者を工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。なお、工事1件の請負代金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は要しないものとする。
- (7) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
- (4) 競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- コ 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の要件を全て満たしていること。
- (7) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (4) 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- (5) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

- (オ) 特例監理技術者が兼務できる工事は後志総合振興局管内の工事でなければならない。
- (カ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (キ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (ク) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- サ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- シ 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- ス 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。  
なお、シ及びスにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。  
また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(7) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下、「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(i) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- a 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社における執行委員又は代表執行委員をいう。以下同じ。））が他方の会社の取締役等を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(7)又は(i)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札公告書の配布期間等

入札公告書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 令和6年(2024年)8月30日(金)から令和6年(2024年)9月11日(水)まで(北海道の休日に関する条例(平成元年北海道条例第2号)第1条第1項各号に規定する休日(以下、「休日」という。))を除く。)毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和6年(2024年)8月30日(水)の公告後から令和6年(2024年)9月11日(水)まで(休日を含む。)
- (2) 配布場所 倶知安町北1条東2丁目  
北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課  
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる配布ができない書類については、配布場所で直接行うこと。  
「北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課」  
<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks>
- (3) 配布方法 直接配布又はインターネット配布とし、送付又はファクシミリでは行わない。
- (4) 費用 無料とする。

#### 4 競争入札参加資格審査確認申請等の提出期間等

##### (1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）

イ 類似工事施工実績を証明する書面

工事実績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書、工事受渡書等施工実績を証明できる書類及び工事概要が分かる図書等の写し）並びに共同企業体として施工した実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体附属協定書の写し

ウ 特定関係調書（別記第5号様式）

特定関係調書については、調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。

エ その他支出負担行為担当官が必要と認めた書類（【別記説明】4の(1)のエに記載の書類）。

##### (2) 提出期間

令和6年(2024年)8月30日(金)から令和6年(2024年)9月11日(水)まで(休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで

##### (3) 提出場所

倶知安町北1条東2丁目

北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課

電話 0136-23-1354(内線) 2977

##### (4) 提出方法

持参又は送付により提出すること。

##### (5) その他

ア 資料作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差替及び再提出は認めない。

オ 送付により提出する場合は、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用すること。

#### 5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和6年(2024年)9月12日(木)までに書面により通知する。

#### 6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者(以下、「非資格者」という。)は、その理由について、令和6年(2024年)9月24日(火)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

#### 7 契約条項を示す場所

倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課

#### 8 入札執行の場所及び日時

##### (1) 入札場所

後志総合振興局 6号会議室

##### (2) 入札日時

令和6年(2024年)9月25日(水) 11時00分

##### (3) その他

工事費内訳書

ア この入札は、初度の入札執行時に工事費内訳書の提出を求めます。

イ 工事費内訳書については、見積用参考資料により示す工事費内訳書様式の項目に対応する金額を記載すること。

ウ 工事費内訳書を提出する場合には、封書の上、自己の氏名を表記し、工事費内訳書に記名押印し入札書と同時に、指示する場所に提出すること。

エ 工事費内訳書の提出がない場合又は、工事費内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となる。

オ 一度提出した工事費内訳書は、入札書と同様、書換え、引替え又は撤回が認められないので、留意すること。

9 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

10 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債、その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

11 送付による入札

認めない。

12 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

13 落札者と契約を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができる。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

14 契約書作成の要否

- (1) 必要とする
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

15 予定価格等

- (1) 予定価格は、事後公表とする。
- (2) 最低制限価格は、設定している。

16 図面、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、複写することができる。

ア 閲覧期間

令和6年(2024年)8月30日(金)から令和6年(2024年)9月25日(水)まで(休日を除く。)  
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

- 倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出のこと。

ア 受付期間

令和6年(2024年)8月30日(金)から令和6年(2024年)9月20日(金)まで(休日を除く。)  
毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

- 倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
- (3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和6年(2024年)8月30日(金)から令和6年(2024年)9月25日(水)まで(休日を除く。)  
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課

## 17 支払条件

- (1) 前金払  
契約金額の4割に相当する額以内とする。
- (2) 中間前金払  
契約金額の2割に相当する額以内とする。
- (3) 部分払  
部分払は行わない。

## 18 再苦情申立て

- (1) 非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から5日（休日を除く。）以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。  
なお、書面は持参することとし、送付又によるものは受け付けない。
- (2) 再苦情に関する審議は、北海道入札監視委員会が行う。
- (3) 書面の提出先及び再苦情の申立てに関する手続等の問い合わせ先は、次の場所とする。  
倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課

## 19 その他

- (1) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札は執行するものとする。
- (2) 入札の執行回数は原則として2回までとする。
- (3) 再度入札に付し落札者がいないときは、政令第167条の2の8の規定により随意契約を行うものとするが、入札の状況から判断し、随意契約に移行しない場合がある。
- (4) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (5) 入札手続きの取消し  
落札者の決定において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。
- (6) 入札記載金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 消費税等課税事業者等の申出  
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税免税事業者申出書を提出すること。
- (8) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課  
(電話 0136-23-1354 (内線) 2977)  
イ 所在地 倶知安町北1条東2丁目
- (9) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (10) この入札は、公開する。
- (11) 債権譲渡の取扱い  
契約の相手方が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請けセーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡をすることができることとしているので留意すること。なお、承諾依頼にあたっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (12) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
- (13) 公告の内容に関し不明な点は、北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課（電話 0136-23-1354 (内線) 2977）に照会すること。

## 【別記説明】

### 「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

#### 2のア

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た建築工事業である。

#### 2のク

本工事と同種で、かつ、概ね同規模と認められる工事は、次の要件を満たす工事である。

- ① 国（独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。）及び地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。）が発注した、建築工事及び木製構造物を伴う土木工事である。
- ② 請負金額 7,500千円以上  
なお、類似工事施工実績調書（別記第2号様式）には、工事実績証明書（別記第3号様式）又は、契約書の写し、工事受渡書等施工実績を証明出来る書類の写し、工事概要が分かる図書等の写しを添付すること。

#### 2のケ

- a 国家資格を有する主任技術者とは、1級建築施工管理技士又は1級建設士、2級建築施工管理技士（種別を「建築」に限る。）又は2級建築士の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第7条第2号の規定に該当する者です。
- b 監理技術者は、aの要件を満たし、建設業法第15条第2号ハの規定に該当するものであり、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者です。

#### 2のシ

本工事に係る設計業務等の受託者は、チカラ総合設計株式会社である。

#### 4の(1)のエ

その他支出負担行為担当者が必要と認めた書類は、次のとおりである。

- ① 建設業許可通知書
- ② 建設業許可申請書別表又は建設業許可申請書及び同申請書様式第一号、別紙二（2）
- ③ 資格決定通知書
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ⑤ 返信用簡易書留封筒（切手貼付）
- ⑥ 誓約書